



※3 現場の判断、若しくは、地方(運輸・航空)局長及び警察署長による命令等によって、区域計画に変更等が必要となる場合に備え、必要に応じ対応に幅を持たせた区域計画の記載ぶりを検討するとともに、変更の生じる可能性が高く、またそうした対応が適切と考えられる記載項目については、あらかじめ特区法省令により軽微な変更事項と定め、総理の認定を不要とし、区域会議を即日持ち回り開催すること等による柔軟な変更が出来るよう配慮することとする。